

一、新事務所の開設に付、海軍省の補助金を請求するに付、その額は  
 (1) 臨時事務 (2) 事務費 (3) 印刷費 及び  
 臨時事務の経費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は

一、臨時事務の経費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は  
 一、臨時事務の経費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は  
 二、事務費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は  
 三、印刷費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は

1. 臨時事務の経費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は  
 (1) 大 概 (2) 詳細

135

二、海軍省の補助金を請求するに付、その額は

一、臨時事務の経費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は  
 二、事務費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は  
 三、印刷費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は

一、臨時事務の経費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は  
 二、事務費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は  
 三、印刷費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は

一、臨時事務の経費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は  
 二、事務費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は  
 三、印刷費として、海軍省の補助金を請求するに付、その額は

第五号 令 号

才十三号、本報告、三費、八但合費、及之事業、又生、之、利益、を  
 金二億